

## 新潟市子宮頸がん集団検診実施要領

### 1 目的

子宮頸がんの早期発見と早期治療を促進するため、子宮頸がん集団検診（以下「検診」という。）を実施し、市民の健康の保持増進に寄与する。また、子宮頸がんによる死亡率を減少させることを目的とする。

### 2 対象者

(1) 新潟市に住民票があり 20 歳以上の偶数年齢の女性で、職場等で受診の機会のない者（職場等でオプション（選択制）での受診機会があっても、職場等から費用の助成がなければ市の検診を受診可とする）。ただし、奇数年齢の者であっても、前年度に検診を受診していない場合は対象とする。年齢は、年度末に達する年齢とする。

ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(2) 対象者の確認は、受診券及び健康保険証等により行う。

(3) 上記対象者のうち、下記の者は除く。

- ア 対象疾患で受療中の者又は経過観察中の者
- イ 入院中の者
- ウ 子宮を全摘した者

### 3 受診回数

受診回数は、同一人につき 2 年に 1 回とする。職場等で 2 年に 1 回の検診がある場合は、検診のない年に市の検診を受診することはできない。

### 4 実施期間

実施期間は、集団検診実施期間とする。

### 5 検診機関

新潟県健康づくり財団が委託する検診機関（以下「検診機関」という。）とする。

### 6 検診方法

検診項目は、問診、視診、細胞診及び内診とする。検診の結果、要精密検査となった場合は、必ず精密検査を受けるように事前に説明する。

#### (1) 問診

問診は、子宮頸がん検診個人記録票（以下「個人記録票」という。）を用いて行

う。

問診時には、個人記録票の整理番号欄に受診券の整理番号を必ず記載する。

受診券に受診年月日及び検診機関名を記載し、受診者へ返却する。

ただし、21歳以上39歳以下で奇数年齢の者については、受診券を発行しないため、整理番号の記入は不要とする。

## (2) 視診

陰鏡を用いて、分泌物の性状・量及び子宮腔部を観察する。

## (3) 細胞診

### ア 子宮頸腔部細胞診（子宮頸がん検診）

細胞診は、直接採取法により検体を採取し、液状化検体法により標本作成を行う。

採取部位、標本作成法、細胞採取器具を、個人記録票に記載する。

細胞診判定は、ベセスダシステム 2001 準拠子宮頸部細胞診報告様式の実際（以下「ベセスダシステム」という。）による分類を明記する。

標本の適否で「不適正標本」の場合、その理由を明記し、「判定不能」とする。

ベセスダシステムは、別紙「細胞診の実際」に示す細胞診断の項を参照。

標本は、2名以上の細胞検査士により検鏡判定することが望ましい。

陰性判定された標本は、一定の割合を細胞診専門医が検鏡のうえ診断する。

ASC-US 若しくは AGC 以上の判定又は必要と認められた標本は細胞診専門医が検鏡のうえ診断する。

### イ 留意事項

- a 検体の顕微鏡検査は十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は経験のある病理及び日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。
- b 専門的検査機関は、細胞診の結果について速やかに検査依頼者に対し通知する。
- c 判定後の標本は、専門的検査機関において少なくとも5年間保存しなければならない。

## (4) 内診

内診は、双合診を行う。

## 7 受診方法

受診者は、受診券及び健康保険証を持参し、集団検診会場で受診する。

## 8 検診に関する費用

### (1) 検診料（市負担分）

- ア 子宮頸がん検診 別に定める委託契約書のとおりとする。
- イ 不適正標本（判定不能）の再検査料については、市長への請求及び保険請求しない。

### (2) 一部負担額（受診者負担分）

- ア 20歳及び70歳以上 無料
- イ 21～69歳 1,000円（新潟市国民健康保険加入者は500円とする。）  
ただし、受診者が次に掲げる者で、証明書の提出のあった場合は徴収しない。
  - a 生活保護法による被保護者
  - b 市民税非課税世帯に属する者
  - c 65～69歳で後期高齢者医療制度に加入している者

### (3) 一部負担額の納付

受診者が、直接、検診機関に支払う。

## 9 指導区分

指導区分は、「精検不要」、「要精検1」、「要精検2」、「判定不能」とし、問診、視診、細胞診及び内診の結果を踏まえて総合的に判断する。

### (1) 精検不要

子宮頸がん検診：子宮頸膣部細胞診がベセスダシステムで「NILM」

### (2) 要精検1

子宮頸がん検診：子宮頸膣部細胞診で「ASC-US」

### (3) 要精検2

以下のいずれかに該当した場合は、「要精検2」とする。

- ア 子宮頸がん検診：子宮頸膣部細胞診で「ASC-H」、「LSIL」、「HSIL」、「SCC」、「AGC」、「AIS」、「Adenocarcinoma」、「other malig.」
- イ 視診、内診の結果、がん及びがんの疑いの場合

### (4) 判定不能

細胞診が「判定不能」の場合は、その理由を明記し、検診実施機関等において年度内に再検査を行う。

### (5) その他の医療を要する疾患

がん検診で「精検不要」「判定不能」とされた場合であっても、トリコモナス、カンジダ様真菌、放線菌様細菌、ヘルペス等が認められる場合や、その他の非腫瘍性所見、炎症性変化等、臨床診断で「要医療」とされ、医療機関受診が必要と認められる場合は、対象者にその旨を通知する。

個人記録票の臨床診断の「その他」、「コメント」、「備考欄」の記載をする際は、日本語で記載する。

## 10 検診結果の通知

### (1) 検診機関

ア 速やかに検診結果を出し、連名簿にその結果を記載する。

イ 組織診等、精密検査を必要とする者については、子宮頸がん検診精密検査連名簿（以下「精密検査連名簿」という。）を作成する。

ウ 連名簿（新潟市用）及び精密検査連名簿に、個人記録票を添えて新潟市に送付するとともに、連名簿（健康づくり財団用）を新潟県健康づくり財団に送付する。

エ 再検査を実施した場合も同様に速やかに結果を新潟市に連絡する。

### (2) 新潟市

新潟市は、要精検者とされた者に対し、「子宮頸がん検診精密検査依頼書兼結果通知書」を渡し、精密検査機関へ受診の際、必ず持参するよう指導するとともに、受診勧奨、その他必要な保健指導を行う。

## 11 検診費用（市負担分）の請求と支払

市長は、新潟県健康づくり財団から請求を受けた場合において、請求書等を審査のうえ適当と認めたときは、速やかにその費用を支払う。

## 12 事後指導及び報告

市長は、精密検査で「がん」又は「がんの疑い」と診断された者について、新潟市医師会に疫学調査を委託する。新潟市医師会は、疫学調査の結果を速やかに市長に報告する。

## 13 委託契約の方法

検診機関については、新潟県健康づくり財団と新潟市が一括契約を行う。

## 14 データ管理

新潟市保健所情報システムで管理する。

## 15 その他

その他、新潟市子宮頸がん集団検診の実施にあたり必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、平成28年7月1日から適用する。

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

## 細胞診の実際

### 子宮頸部

細胞診は、直接採取法により専用ブラシを用いて、検体を採取し液状化検体法で処理し、細胞診断はベセスダシステムにて判定する。

サーベックスブラシは、プラスチック性のブラシが山型に配列し、中心の最も長いブラシ部分を子宮入口部に挿入する。すその部分はびらん面に密着させて数回回転させて採取する。ブラシの先端は半月上にカットされており、回転させることにより粘膜から細胞が擦り取られる。採取量は非常に多く、先端の部分が軸から外れるため液状検体処理に適する。使用にあたりメーカーの示した仕様書を厳しく遵守する。

### 細胞診断

細胞診の判定は、資格を認定された細胞検査士がスクリーニングを行い、細胞診専門医が最終的に判定する。

細胞診断は、ベセスダシステムを参考に、ア 標本の種類、イ 検体の適否、ウ 細胞診判定の順に報告する。

### 特記事項

- (1) 推定病変が複数ある場合は、重要視する項目を1つ選択し、詳細についてはコメントで対応する。
- (2) 「扁平上皮がん疑い」はHSILに分類される。
- (3) 子宮全摘を行った受診者の場合、移行帯細胞の報告は不要。